

2022年9月5日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社独立委員会による「非適格者」認定基準の改訂に関するお知らせ

当社は、2022年8月15日付け「当社独立委員会による「非適格者」認定基準の制定に関するお知らせ」でお知らせ致しましたとおり、同月13日付けで、当社独立委員会より、大規模買付者(※1)を含む「非適格者」(※2)を認定するための客観的な基準として『非適格者』認定基準」を制定することを決議した旨の連絡を受けております。

当該適時開示でお知らせ致しましたとおり、当該『非適格者』認定基準」は、「非適格者」の認定のうち、具体的には、下記※2(iv)(y)の「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定する際に用いられるものであると共に、「大規模買付行為等」の認定のうち、下記※1③に規定される「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定についても適用されるものであることから、株主や投資家の皆様の分かりやすさの観点から、上記の点を明確化すべく、本日、当社独立委員会から『非適格者』認定基準」の題名を「共同協調行為等認定基準」に変更するとともに、注記を追記して、別紙のとおり、形式的な改訂をすること(改訂箇所を下線を付しています。)を決議した旨の連絡を受けました(基準の実質的な内容には特に修正はないと連絡を受けております。)ので、ここにお知らせ致します。

※1 2022年6月29日開催の第61期定時株主総会において承認された「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」(以下「本対応方針」といいます。)における「大規模買付者」とは、「大規模買付行為等」を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味するとされています。「大規模買付行為等」とは、以下の行為を意味します(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)

- ① 特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。)
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為

- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

※2 「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (i) 大規模買付者
- (ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）
- (iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）
- (iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

なお、本対応方針の詳細な内容につきましては、以下の適時開示資料をご参照ください。

2022年4月22日付け「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」

上記適時開示資料は、当社ウェブサイト上の以下のURLからご覧いただけます。

URL: http://www.nagahori.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/62_taiouhoushin.pdf

以 上

(別紙)

共同協調行為等認定基準

(※従前の「非適格者認定基準」からの修正点につき下線を付した)

- ※ 本基準は、2022年6月29日開催の第61期定時株主総会において承認された「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」(以下「本対応方針」という。)で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、具体的には、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、具体的には、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
- ※ 認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。)について、下記の各項目のうち、原則として、下記1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社(買収者を含め、「買収者グループ」という。)、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
- 1) 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 - 2) 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 - 3) 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
 - 4) 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか
 - 5) 買収者が株式を取得している(又は取得していた)他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
 - 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の会社(買収者と共にその者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

- 7) 上記 5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損の恐れ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損の恐れはどの程度か
- 8) 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- 9) 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10) 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10)を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11)を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13) その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上